

福島市の指名理由等の公表について

平成15年4月1日以降に指名する建設工事について、指名業者公表時に指名理由及び随意契約理由を公表します。

方法：下記の項目名を指名業者一覧に表示します。その理由の内容は次のとおりです。

指名理由

- 1 **一般工事**
地域の生活関連施設の工事で、地域内に競争が成立する業者が存在し、施工可能な規模と認められるもの。
- 2 **近隣工事**
地域の生活関連施設の工事で、地域内の業者の能力で施工可能であるが、競争が成立する程の業者数がないため、近隣地域の業者まで拡大したもの。
- 3 **中規模工事**
地域の生活関連施設の中規模工事であるため、近隣地域の業者まで拡大したもの。
- 4 **大規模工事**
大規模工事であるため、地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。
- 5 **緊急工事**
緊急に施工する必要があるため、施工可能な業者を選定したもの。
- 6 **特殊工事**
工事内容（特殊施設、特殊工法等）から地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。
- 7 **関連工事**
特定の工事に関連する工事であるため、当該工事に関係する業者を選定したもの。
- 8 **一般下水道工事**
一般的な下水道工事で、地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。

随意契約理由

- 1 **特殊工事**
特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事
- 2 **緊急工事**
災害等により緊急に施工が必要で、競争に付する時間がないと認められる工事
- 3 **継続工事**
計画的に継続して発注される工事で、工期短縮、経費節減等が確保できる等、競争入札に付するより特に随意契約が有利と認められる工事
- 4 **交錯工事**
他の工事と交錯する工事で、分離施工が極めて困難であると認められる工事
- 5 **その他**